

年齢や障害種別にかかわらず サービス提供の取組みについて

(概要)

- 高齢者や障害者が、年齢や障害の種別に関わらず、一つの事業所で相互にサービスが利用できる「共生型サービス」が、特区事業などにより普及しており、利用者やその家族、事業者などから評価されている。
- また、総合的ケアマネジメントについては、一部の市町村で、年齢や障害の種別に関わらず、すべての人に対応できる総合相談体制を整備することにより、福祉のワンストップサービスや地域ケアを推進している。

1. 共生型サービス

(介護保険サービスにおける障害者等の受入れの現状)

(1) デイサービス (事例1、2、3)

- ・介護保険のデイサービスを身体障害者が利用
介護保険制度創設以前から、65歳未満の身体障害者が高齢者のデイサービス事業所を利用することが認められている。
→ 全国で可能
- ・介護保険のデイサービスを障害児・知的障害者が利用
→ 特区で可能(宮城県ほか18県で実施)
- ・費用は介護保険法、障害者自立支援法からそれぞれ給付が行われる。

(2) グループホーム(事例4)

- ・介護保険の認知症高齢者グループホームを障害者が利用
→ 自治体独自のモデル事業で実施(宮城県)

(3) 小規模多機能型居宅介護

- ・介護保険の小規模多機能型居宅介護を障害者が利用
→ 特区で可能(富山県(富山市、高岡市、立山町)で実施予定)

2. 高齢者、障害者の総合的ケアマネジメントの推進

高齢者と3障害の障害者、すべての人に対応できる総合相談体制を整備(事例5、6)

→ 自治体独自のモデルで実施(愛知県(高浜市)、埼玉県(東松山市))

(事例1) 「このゆびと一まれ」

【活動理念】 誰もが住み慣れた町で安心して暮らせるまちづくりをしたい。赤ちゃんからお年寄りまで障害があっても一つ屋根の下でみんなで一緒に過ごすことで相乗効果生まれる。

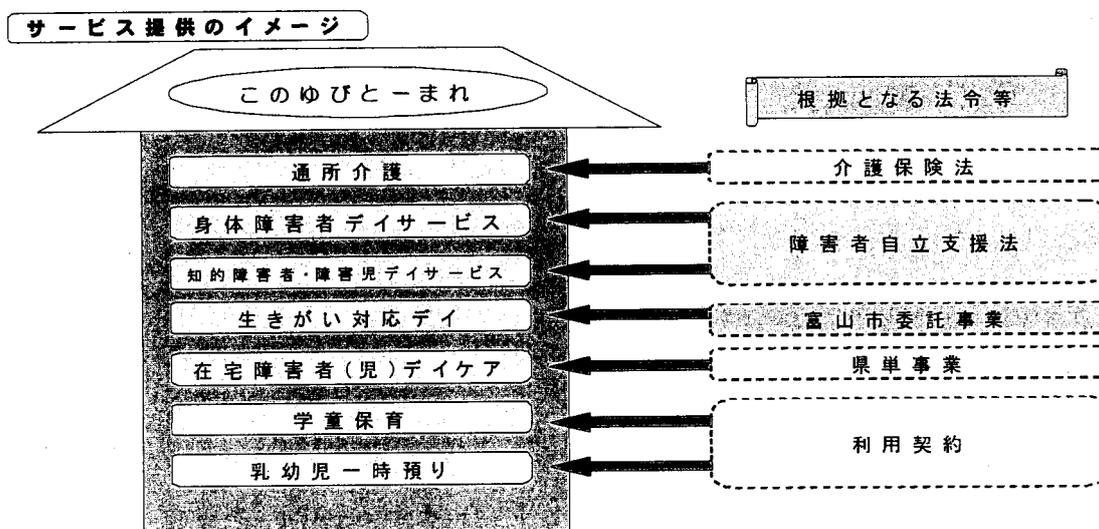
【実施事業】	介護保険法 自立支援法 (注1) その他	通所介護 障害者デイサービス(身体) 障害者(児)デイサービス(特区)(知的・障害児) 生きがい対応デイ(注2) 在宅障害者(児)デイケア(注3) 学童保育 乳幼児の一時預り
--------	-------------------------------	---

【法人種別】 非営利法人(NPO)
 【所在地】 富山市
 【提供地域】 富山市
 【定員】 18人
 【利用実績】 通所介護 高齢者 42人(登録者数)
 障害者デイサービス 身体障害者 5人(〃)
 障害児デイサービス 0人(〃)
 (在宅障害者(児)デイケア 障害者 11人 障害児 34人)
 (平成18年6月現在実人数)

【営業時間】 7:30~18:00
 【営業日】 年中無休

*富山県作成パンフレット、法人ホームページ、ワムネットから抜粋

(注1) 10月より身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービスは新体系に移行する
 (注2) 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所によって訓練や趣味活動等のデイサービスを提供するもの(制度適用外)
 (注3) 県の補助事業



(事例2)「オアシスデイサービスセンター」

【活動理念】

高齢者や障害者といった、支援を必要としている様々な人達に対し、これらの方々の生活を問題ごとにバラバラに扱うのではなく、全生活を一体としてとらえ、あらゆる問題をカバー出来る総合的サービス提供システムを作り上げる事を目指す。
 “誰もが人間らしく生きられるように” “あなたもわたしも世界にひとり” を合言葉に「市民型相互支援システム」を構築し、それに基づく福祉サービスの提供を行う。

【実施事業】

介護保険法	通所介護 訪問介護
自立支援法 (注1)	障害者デイサービス(身体) 障害者(児)デイサービス(特区)(知的・障害児)
その他	サロンオアシス (注2)

【法人種別】

非営利法人(NPO)

【所在地】

千葉県東金市

【提供地域】

千葉県東金市

【定員】

10人

【利用実績】

通所介護	高齢者	12人(登録者数)
デイサービス	身体障害者	3人(")
"	知的障害者	5人(")
"	障害児	0人(")

(統合失調症を併せ持った知的障害者やアルコール依存のある身体障害者など、精神疾患との重複で、不定期で緊急に利用する者を含む。
 1日当たりの平均利用は高齢者、障害者の合計約8名。)

(平成18年6月現在実人数)

【営業時間】

10:00~15:00

【営業日】

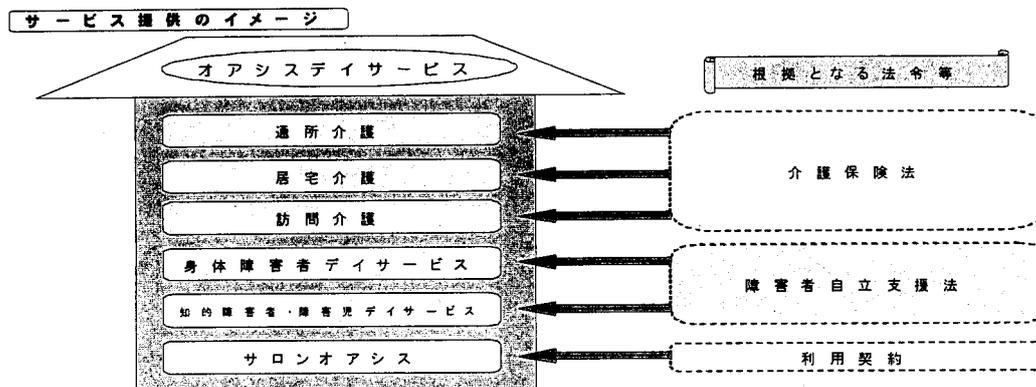
月~土曜日

*法人作成パンフレット、県資料、ワムネットより抜粋

(注1) 10月より身体障害者デイサービス、知的障害者デイサービスは新体系に移行する

(注2) 趣味やレクリエーション、ふれあいの場として設ける会員制の交流スペース

(制度適用外)



(事例3)「もやいの家・藤代」

【活動理念】 共生の理念を元に、障害・年齢に捉われず住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう地域の様々な福祉ニーズに応えられるサービスを提供し、「通う」「泊まる」「暮らす」利用者に優しいサービス移行の実現を図る。

介護保険法	認知症対応型通所介護
自立支援法	共同生活援助 (注1)
その他	短期入所 (注2)
	「暮らす」サービス (注3)

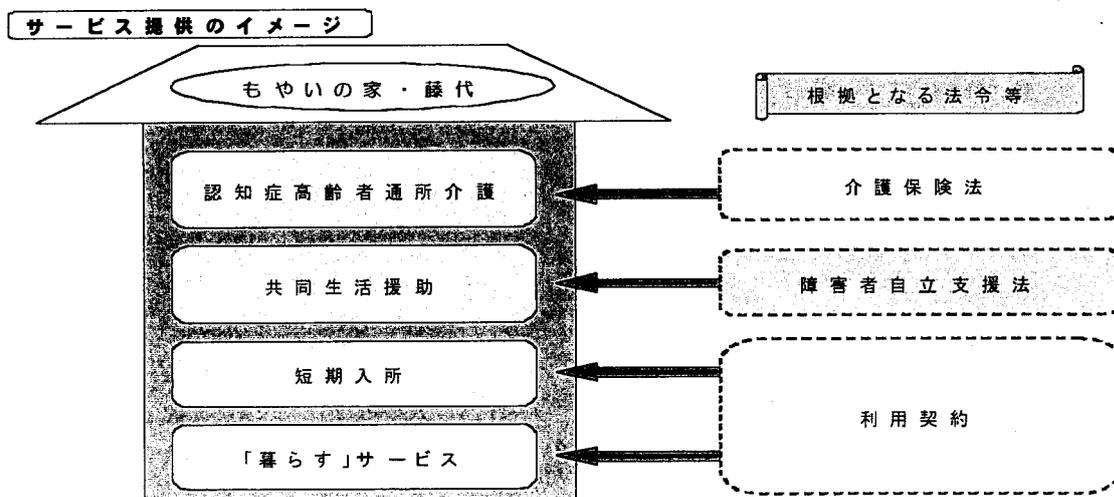
【法人種別】 社会福祉法人
 【所在地】 岐阜県揖斐郡池田町
 【定員】 認知症高齢者通所介護 10人
 共同生活援助(知的障害者) 4人
 短期入所 3人
 【利用実績】 認知症高齢者通所介護 9人(登録者数)
 共同生活援助(知的障害者) 2人
 「暮らす」サービス 3人
 (平成18年6月現在実人数)

* (社福) 新生会(設置主体) 作成パンフレット、ワムネットより抜粋

(注1) 10月より訓練等給付の共同生活援助、あるいは介護給付の共同生活介護となる

(注2) 自主事業によるショートステイ、高齢者を対象

(注3) 認知症対応型通所介護利用者に対し、自主事業として宿泊のサービスをセットで提供



(事例4)「共生型グループホーム ながさか」

【活動理念】 年齢や障害の程度にとらわれず、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることで、認知症高齢者や障害者が相互関係の中で獲得することが期待できる役割等に着目し、生活環境での効果的なケアの在り方に接近することで、地域生活支援システムの構築を図る。

【実施事業】	介護保険法	認知症高齢者共同生活介護
	自立支援法	共同生活援助 (注1)
	その他	体験ステイ (注2)

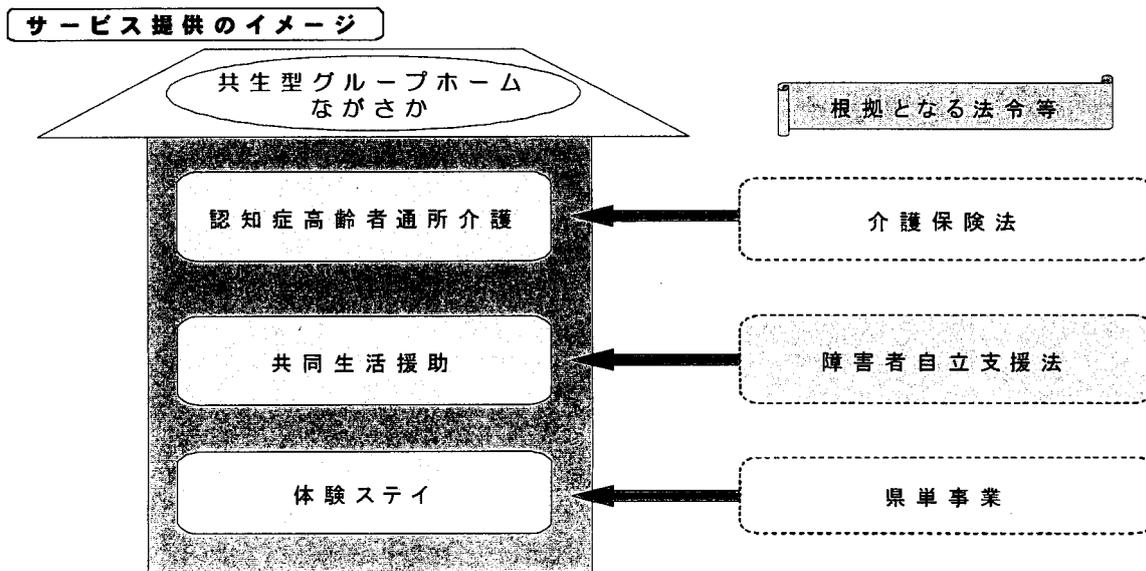
【法人種別】 社会福祉法人 (平成15～17年度は県モデル事業として県より事業受託)
 【所在地】 宮城県白石市
 【定員】 12人 (認知症高齢者8人 知的障害者3人 重度重複障害1人)
 【利用実績】 認知症高齢者 8人
 知的障害者 3人
 重度重複障害者 1人

(平成18年6月現在実人数)

* (社福) 白石陽光園 (設置主体) 作成パンフレット、宮城県作成事業報告書、ワムネットより抜粋

(注1) 10月より訓練等給付の共同生活援助、あるいは介護給付の共同生活介護となる

(注2) 在宅の知的障害者を対象として、地域で自立した生活を送る訓練を目的に実施するショートステイ。市と事業者による契約。県および市が各々1/2を費用負担。



(事例5)「高浜市いきいき広場」

【活動理念】 福祉のワンストップサービスを目指して、「三河高浜駅」前に設置。

行政組織の地域福祉グループ、介護保険グループ、保健福祉グループをはじめ、地域包括支援センター(障害者の相談支援担当職員を配置)、社会福祉協議会などを同一フロアに開設。

【実施事業】

介護保険法等	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
自立支援法等	障害者相談支援 (9月までは市単独事業)
その他	行政担当職員(地域福祉グループ、 介護保険グループ、保健福祉グループ) 社会福祉協議会

【法人種別】 高浜市、高浜市社会福祉協議会

【所在地】 高浜市

【提供地域】 高浜市

【職員】 ○地域包括支援センター
保健師3、社会福祉士1、主任介護支援専門員1
○障害者の相談支援担当職員1人

【利用実績】 平成18年4月から実施

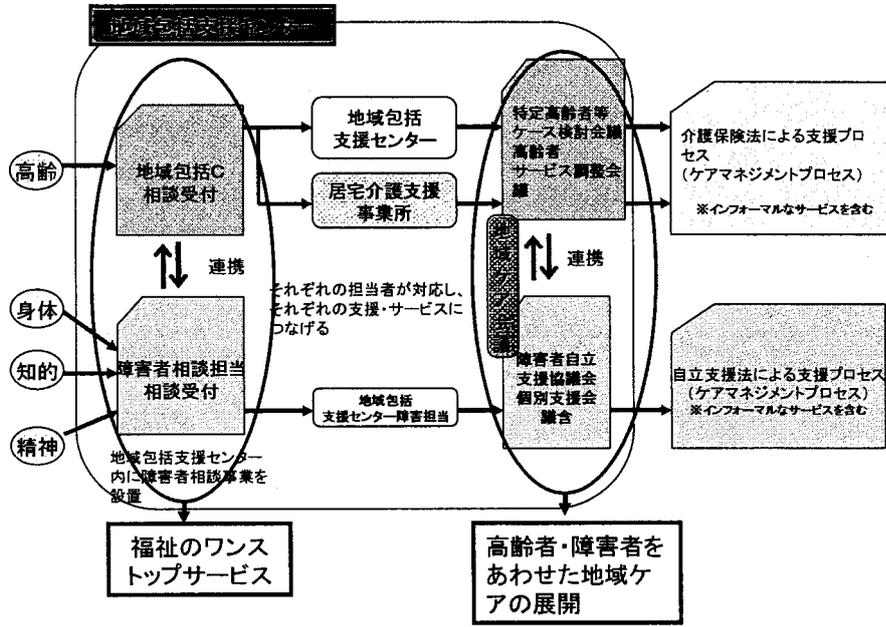
【営業時間】 8時半から21時(土、日、祝祭日8時半から17時15分)

【営業日】 12月29日から1月3日まで休み

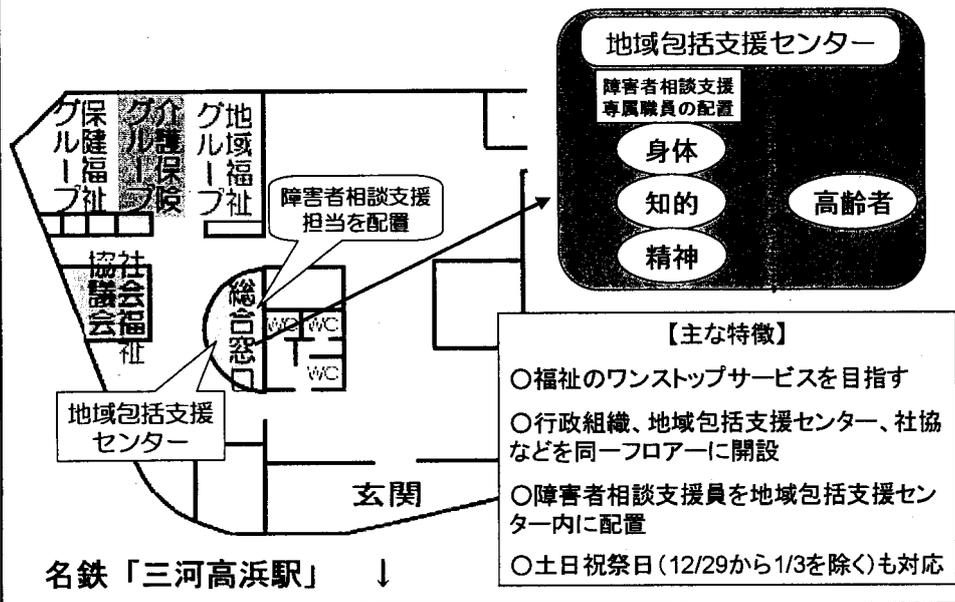
【メリット】

- (1) 世帯単位の複合ニーズへの対応が可能
 - ・高齢の障害者に対する複合的なニーズに対するケアマネジメントが、ワンストップで行える。
 - ・障害者と要支援状態の親がいる世帯等に対し複合的な支援が世帯単位で行える。
- (2) 介護保険、福祉、保健の相談窓口が1カ所のため市民にわかりやすい相談窓口となっている。
- (3) 駅前で車椅子でも対応可能な相談窓口となっているため、高齢者・障害者も利用しやすくなっている。

総合的ケアマネジメントの展開について—高浜市—



いきいき広場(高浜市)



(事例6)「総合福祉エリア 総合相談センター(東松山市)」

【活動理念】 年齢や障害種別にかかわらず、高齢者向けのもの・障害者向けのものといった区分を取り払い、人材や施設、これまでに培ってきたノウハウなどを共有して、効率的にサービスを進めていくこととし、3障害と高齢者のすべてに対応できる総合相談センターを設置。

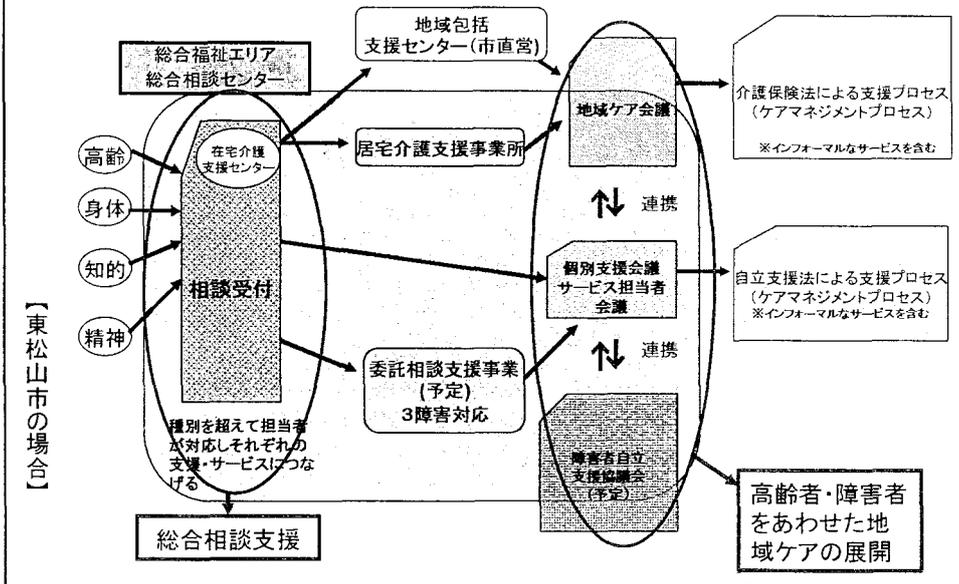
【実施事業】	介護保険法等	居宅介護支援事業 在宅介護支援センター
	自立支援法等	精神障害者地域支援センター 地域療育等支援事業 市町村障害者生活支援事業 手話通訳派遣事業
	その他	訪問指導(保健師、歯科衛生士、栄養士)

【法人種別】 東松山社会福祉協議会
 【所在地】 東松山市
 【提供地域】 3障害→東松山市を含む8市町村
 高齢者→東松山市
 【職員】 正職員8人、非常勤職員4人
 【利用実績】 延べ相談件数 11,138件(平成17年度)
 【営業時間】 24時間対応(夜間帯は電話相談を実施)
 【営業日】 年中無休
 【メリット】

- (1)統合された相談窓口
 - ア 障害種別や年齢、支援費制度・介護保険制度などの違いを分けることなく相談からサービスの調整を行う体制の整備
 - イ 他機関を紹介せず対応が可能
 - ウ 相談員の業務量が平均化され精神障害と身体障害など、障害が重複している場合でも対応が可能
- (2)年中無休24時間の対応

相談員でローテーションを組むことにより年中無休の運営と宿直1名による夜間電話相談の実施が可能(全ての相談員が障害者、高齢者の相談に対応可能)
- (3)複数の相談員がいるためカンファレンス等により様々な角度からの検討が可能

総合的ケアマネジメントの展開について—東松山市—



総合福祉エリア総合相談センター(東松山市)

【総合相談センターの事業】

- 精神障害者地域生活支援センター(精神障害者)
- 地域療育等支援事業(知的障害者・児童)
- 市町村障害者生活支援事業(身体障害者)
- 手話通訳派遣事業
- 在宅介護支援センター(高齢者)
- 居宅介護支援事業(介護保険)
- 訪問指導(保健師、歯科衛生士、栄養士)

【総合相談センターの主な特徴】

- 障害年齢を問わない総合相談センターを開設。
- 24時間365日の相談支援体制。
- 3障害、高齢者の相談に対応できる職員体制。
- 複数相談員(ソーシャルワーカー常勤8人、非常勤4人)を配置し処遇困難事例にも対応。